

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
阿南市	宝田	令和4年3月2日	令和5年3月3日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	153 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	90 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	84 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	23 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	46 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	57 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積より34ha上回っている。しかし、後継者不明(アンケートに未回答)の耕作面積と合わせると、12ha程度少くなる。 また当該地区で大規模に農地を担っていた中心経営体が高齢化のため規模縮小した。新たな農地の担い手確保について引き続き検討していくことが必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内外の中心経営体のうち、特に今後規模拡大の意向がある経営体を中心に担う。後継者不足でリタイアする農業者には農地中間管理機構の制度の活用を促進する。 また新規就農者育成による新たな担い手の確保やスマート農業による省力化も推進し、さらなる集積・集約化を進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、192筆、15haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人に対して、農地中間管理機構の制度の活用を積極的に推進する。中心経営体が耕作できなくなった場合には、別の担い手への貸付けにつなぐことができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への農地集積を進めていく。

その他

- ・ICTや農業用機械の自動化などスマート農業に取り組んで省力化を図る。
- ・水稻については、集積を推進し中心となる経営体の規模拡大を進める。
- ・新規青年就農者の確保と育成に努める。
- ・集落営農組織設立への取組を検討する。
- ・圃場整備、パイプライン整備等の要望をし、耕作条件の向上を図る。
- ・今後も話し合い等の活動を継続して行い、人・農地プランの内容の向上を図るとともに、定期的にプランを見直していく。